

防ごう！多頭飼育崩壊

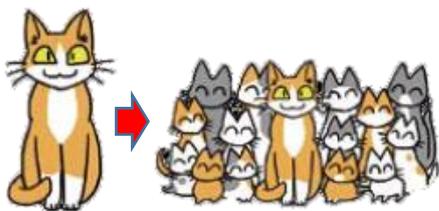
猫の多頭飼育の相談が多数寄せられています。ご家族や友人・知人で猫を飼っている時は、不妊去勢手術を勧めるなど適正な飼育にご協力をお願いします。

◎ 多頭飼育崩壊とは

無秩序にペットが増え、適正に飼育できる数を超えた結果、飼い主が経済的にも破綻し、ペット飼育ができなくなる状況を言います。

◎ 猫の繁殖力

猫は繁殖能力が高く、生後6か月位から年2～4回発情し、1回の出産で4～8匹の子猫を生みます。出産後も2か月ほど経てばまた妊娠可能となります。



1頭のメス猫が・・・1年後には20頭以上・・・



◎ 多頭飼育崩壊を防ぐには

猫を飼育する際は、早めに不妊去勢手術を行うことをお勧めします。

メス猫の手術費は1頭2～3万円かかりますが、猫が増えてしまってからでは費用負担が膨大になります。

犬や猫を捨てることは犯罪です！

◎ 「終生飼養」の義務

動物の飼い主には、その動物が一生を終えるまで適切に飼養する義務があります。



◎ 遺棄の禁止

犬、猫などの愛護動物を捨てる（遺棄する）ことは法律により禁止されています。

遺棄した場合：1年以下の懲役または100万円以下の罰金

《遺棄》置き去りにして、生命・身体を危険にさらす行為



猫は室内で飼いましょう！

県南広域振興局保健福祉環境部・奥州保健所	環境衛生課	奥州市水沢大手町5-5	0197-48-2423
花巻保健福祉環境センター・中部保健所	環境衛生課	花巻市花城町1-41	0198-41-3276
一関保健福祉環境センター・一関保健所	環境衛生課	一関市竹山町7-5	0191-26-1412